

日野市森林整備計画

－開かれた里山林の整備－

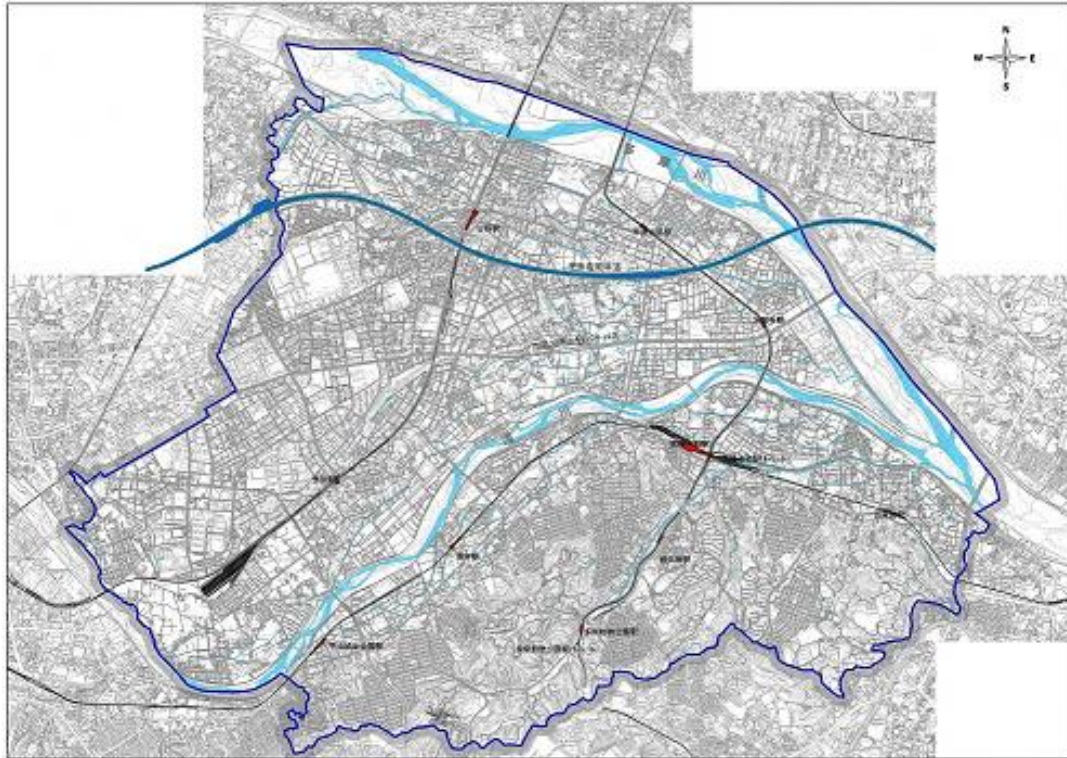
計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 3 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

東 京 都

日 野 市

(令和 3 年 4 月 1 日樹立)

日野市全図



東京都内での日野市位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15

第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	1 5
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	1 5
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 5
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 5
4	その他必要な事項	1 5
第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	1 5
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 5
2	路網整備と併せて効果的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 5
3	作業路網の整備に関する事項	1 5
4	その他必要な事項	1 5
第 8	その他必要な事項	1 6
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 6
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 6
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 6
III	森林の保護に関する事項	1 6
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	1 6
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 6
2	その他必要な事項	1 6
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	1 6
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 6
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	1 7
3	林野火災の予防の方法	1 7
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 7
5	その他必要な事項	1 7
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	1 7
1	保健機能森林の区域	1 7
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	1 7
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	1 7
4	その他必要な事項	1 7
V	その他森林の整備のために必要な事項	1 8
1	森林経営計画の作成に関する事項	1 8
2	生活環境の整備に関する事項	1 8
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	1 8
4	森林の総合利用の推進に関する事項	1 8

5	住民参加による森林の整備に関する事項……………	18
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項……………	18
7	その他必要な事項……………	18

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

日野市は、都心から西に約 35 km のところにあり、東京のほぼ中央に位置している。

面積は 27.55 平方キロメートル、広がり東西に 7.59 km、南北に 5.85 km、周囲は 25.5 km となっている。市内の北側から東側にかけて、多摩川を挟んで、昭島市、立川市、国立市及び府中市に接し、西側から南側にかけては八王子市、東南側は多摩市に接している。

市内のほぼ中央を浅川が西から東へ流れ、市域の北端を西から東に流れ出てくる多摩川と市の東南端で合流している。多摩川と浅川に沿った地域では、沖積の平坦地が開けている。北西部は、洪積台地が広がり 20 m 余りの高さの段丘崖で沖積低地と区分され、また、南部は、多摩丘陵の一部となっていて、起伏に富み、市内でも最も高低差の大きな地域となっている。

都心に近い地域として自然公園区域や緑地保全地区を有するなど、豊かな自然環境が現存しているといえるが、森林面積は 31.95 ha、林野率は 1% にすぎない。しかしながら、これらの都市近郊林にあつては、市民生活に潤いを与える森林の適切な保全と整備が必要になっている。

2 森林整備の基本方針

市民の生活に潤いを与える森林の適切な保全を図るため、地域の特性、森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、都市近郊における貴重な空間としての保全を重視することを視点とした森林整備を推進するよう努めるものとする。

(1) 地域の目指す森林資源の姿

快適な環境の形成機能を維持増進させるため、多様な樹種・林相からなる森林の整備、環境教育や健康づくりの場としての利用を進めるとともに開かれた里山林の整備に努める。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り自然条件や住民のニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化、天然力も活用した施業、受光伐採等による育成複層林への誘導、スギ等の花粉発生抑制対策の推進など機能に応じた適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

「快適環境形成機能維持増進森林」においては、天然林施業を基本とし、広葉樹林化、針広混交林化、景観の優れた単層林への誘導、択伐等により、健全な森林構成の維持を基本とした施業に努める。

なお、本計画区域外に存する森林、緑地についても、日野市みどりの基本計画、第2次日野市環境基本計画などと整合性を図りながら、本計画区域の森林と一体的に保全、整備することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものとし、択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

多摩地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める樹種別の標準伐期齢は以下の通りとする。

なお、標準伐期齢は、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

地区	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により生育	天然下種により生育	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	35	40	35	40	55	65	15	10

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木

については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

ア 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等自然条件、地域の林業技術体系及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

(ア) 自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1 箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持、溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な場合を除き、的確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

イ 択伐等

択伐及びその他伐採方法には、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ、一定の立木材積の維持や森林の有する多面的機能の維持増進が適切に図られるよう以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

(ア) 点状（単木）・帯状又は群状択伐による場合は、伐採区全体で概ね均等な伐採率で行い、材積に係る伐採率30%以下（択伐後の造林が人工造林による場合にあっては、40%以下）を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

(イ) 漸伐又は小面積皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

(ウ) 小面積伐採等を行った森林については、大苗を植栽するなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

(エ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(オ) ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消し、公益的機能の維持を図るとともに、木材等資源の循環・利用を促進するため、更新すべき期間内に造林を行うものとする。また、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。

特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、人工造林を行うものとする。

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、以下の造林樹種とする。

なお、花粉症の社会問題化に鑑み、スギの人工造林に当たっては、特段の理由がある場合を除き花粉の発生量が少ない品種系統を選定するものとする。

人工造林の対象樹種

区分	樹種名		備考
人工造林の対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ	
	広葉樹	クヌギ、ナラ、ケヤキ	

注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、高木性の樹種を原則とし、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定するものとする。

なお、アカマツを植栽する場合はマツクイムシに対する抵抗性のある品種に限るものとし、スギを植栽する場合は花粉発生量の少ない品種を選定するように努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、人工造林の標準的な方法は、次によるものとする。

なお、人工造林に当たっては、現地の状況に合わせた本数の苗木や大苗を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化に努めることとする。

ア 人工造林の標準的な方法

(ア) 育成単層林施業

- ① 人工林の植栽本数については、下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ、ヒノキ	疎仕立て	2,000	
広葉樹		1,000	

(イ) 育成複層林施業

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

(ア) 育成単層林施業

- ① 伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地拵えを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとする。

また、気候その他の自然条件及び既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

- ② ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣があきらかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地植えを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に留意する。
植え付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4～6月及び9～10月を標準とする。

(イ) 育成複層林施業

植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種、本数の苗木や大苗を早期に植栽するものとする。

また、更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、第2の2の(2)のアの(ウ)の天然下種更新に準じて、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとする。

(ア) 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

(イ) 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系からみて、主として天然力に活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、適地適木を旨とし将来その林分において高木となりうる樹種とする。

天然更新の対象樹種

区分	樹種名		備考
天然更新の対象樹種	針葉樹	アカマツ	
	広葉樹	クヌギ、ナラ、ケヤキ	

注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、高木性の樹種を原則とし、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定するものとする。

なお、アカマツを植栽する場合はマツクイムシに対する抵抗性のある品種に限るものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、以下の通り定める。

(イ) 天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

樹種	生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
アカマツ クヌギ、コナラ、ケヤキ	①5年生の広葉樹の期待成立本数は概ね 10,000 本/ha とする。 ②天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本

	数が、期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。 ③引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。 ④更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種毎に定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。 ⑤天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了ではないことに留意すること。
--	--

(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高

更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。

草丈	余裕高	稚樹高
10 cm	40 cm	50 cm
50 cm	100 cm	150 cm

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新種別	区分	標準的な方法
天然下種更新	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されてい

		る箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
	刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
	植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
ぼう芽更新	ぼう芽整理	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際から発生しているぼう芽を1株あたりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽更新を行うものとする。また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、植込みを行うものとする。

イ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、前述アの(ア)のとおり伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

また、この期間を踏まえたうえで、本数及び樹高により確認するものとし、その基準は前述アの(ア)及び(イ)のとおりとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次のとおりとする。

ア 育成単層林施業

林冠がうっ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね①枯損木、病木及び衰退木、②被圧木、③曲がり木、④並みの木の順序で行うものとする。ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配置が適切になるよう留意するものとする。

(ア) 標準的な間伐の回数及び時期

標準的な間伐の回数及び実施時期については、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業種別	齢級(※1)																	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	…	20			
スギ	短伐期				←			→									概ね3回実施		
	長伐期 (※2)				←								→				概ね5回実施		
ヒノキ	短伐期				←			→									概ね3回実施		
	長伐期				←									→			概ね5回実施		

(※1) 齢級とは、林齢を5年ごとにくくったもの。人工林では植栽時を1年と数え、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級・・・とする。

(※2) 短伐期は標準伐期齢、長伐期は標準伐期齢の2倍以上の伐期で伐採する施業方法。

(イ) 間伐率

間伐率は本数率で30%を標準とするが、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

イ 育成複層林施業

植栽型の森林については、育成単層林における施業に準じて行うこととする。

天然更新型の森林については、それぞれの森林の状況に応じた適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、下刈り、つる切り、枝打ち及び除伐とし、立木の生育促進及び林分の健全化を図るものとする。

なお、保育の作業種別の標準的な方法については、次のとおりとする。

ア 標準的な保育作業の時期

標準的な保育作業の実施時期については、次のとおり定めるものとする。

【基準】

保育の種類	樹種	実施林齢									
		1	2	3	4	5	6	7	10	13	20
下刈り	スギ ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○			
つる切										○	○
枝打ち										○	○
除伐									○		

イ 育成単層林施業における保育の標準的な方法

(ア) 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこと。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断すること。

(イ) つる切

つる類を切る場合には、なるべくつるの地際部から切断し、幹に傷をつけないように注意すること。また、幹に食い込み始めたつるは必ず幹から取り除くようにすること。

(ウ) 枝打ち

枝の切断作業にあたっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、

枝打ちの実施時期は、成長休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに行うことを基本とすること。

(エ) 除伐

目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

ウ 育成複層林施業における保育の標準的な方法

下刈り、つる切り、除伐、枝打ちは、育成単層林における施業に準じて行うものとする。

枝払いは、下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行うものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林とし、各機能における森林の区域を次のように設定する。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林とする。
- 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域で設定するものとする。
- 当該森林の区域を別表 1 のとおり定める。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 該当なし
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 該当なし

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。また、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 ② 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。
--	--

	③ 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地からなっている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林 ② 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ② 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ③ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④ 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 区域の設定
該当なし
- (2) 施業の方法
該当なし

【別表 1】

区分	森林の区域	面積
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班	31.95ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図る森林	該当なし	

※上記の森林の区域については、付属資料の森林整備計画概要図にも図示する。

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1 林班	31.95ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林の経営管理を森林所有者が実行できない場合には、必要に応じて森林経営管理制度の活用を図るものとする。
- 5 その他必要な事項
該当なし
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
該当なし
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
該当なし
 - 4 その他必要な事項
該当なし
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし
 - 3 作業路網の整備に関する事項
該当なし
 - 4 その他必要な事項
該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方策及び方法

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

特に、マツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全なマツ林の整備と適確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性マツ又は他の樹種への転換を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、ナラ枯れ被害についても、全国各地や都内においても発生が確認されていることから、引き続き近隣県及び都内における発生状況に留意し、情報共有及び発生個所での被害対策に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除等に向け、地元行政機関、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域体制づくりを行う。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図り、森林利用者の増加等に伴う林野火災の発生防止対策を推進するため、森林所有者、行政機関等と連携して普及啓発、巡視等を行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

上記1～4のほか、森林利用者の多い地域を対象に森林法の違反行為への監視や指導及び林野火災の防止や早期発見に努めるなど、森林保全のために森林の巡視を行う。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

当計画の対象とする森林の区域や自然公園区域、緑地保全地区などの様々な森林、緑地について、総合的かつ一体的に保全、整備することとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

当計画の対象とする森林の区域や自然公園区域、緑地保全地区などの様々な森林、緑地も含め、市民参加による維持・管理などの森林整備活動を推進することとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし